

八街市教育委員会議事録

令和6年第4回定例会

期 日 令和6年4月25日（木）
開会 午後 1時30分
閉会 午後 2時21分

場 所 団体研修室

教育長及び 出席委員	教 育 長 教育長職務代理者 委 員 委 員 委 員	浅 尾 智 康 山 田 良 子 吉 田 昌 弘 橋 爪 通 代 近 藤 博
---------------	--	---

出席職員	教 育 部 長 教育総務課長 学校教育課長 社会教育課長 スポーツ振興課長兼スポーツプラザ所長 中央公民館長 図書館長 学校給食センター所長 郷土資料館長 教育総務課副主幹（事務局）	秋 葉 忠 久 塚 本 廣 松 岡 広 明 須賀澤 勲 土 屋 颯 仁 菅 沼 邦 夫 富 谷 のり子 岩 井 濟 青 柳 好 宏 五木田 英 保
------	--	--

1. 教育長開会宣言

○教育長

ただいまから、令和6年第4回八街市教育委員会定例会議を開会します。
本日の出席は、私を含めて全員です。
定足数に達しておりますので直ちに会議を開きます。
本日の日程は事前に配付のとおりです。

2. 議事録署名人の指定

○教育長

議事録署名人に山田委員と吉田委員を指定します。

3. 教育長報告

○教育長

教育長報告を教育部長よりお願いします。

○教育部長

資料の1ページをご覧ください。

令和6年3月21日から4月24日までの教育長が出席した行事及び動静について、主なものをご報告します。

3月21日教育センターにて、令和5年度第2回総合教育会議に臨みました。

教育委員の皆様に出席をいただき、今回の議題であります「ICT教育の現状と課題について」市長との有意義な意見交換の機会となりました。

委員の皆様のご協力に改めてお礼申し上げます。

3月28日 多古町コミュニティプラザにて、令和5年度北総教育事務所主催の辞令交付式に出席後、本市教育委員会の辞令伝達式を行い、令和5年度末で退職する校長1名、教諭8名、そして令和6年度の新規採用教諭16名に辞令を伝達しました。

3月29日 市長室にて、退職辞令交付式に出席しました。教育委員会の退職者は9名でございました。

同日、図書館にて、「ちばぎんSDGs 私募債」による竹村電気工事株式会社からの図書贈呈式に出席しました。

4月1日 教育委員会異動者及び新規採用職員辞令交付式を行いました。

新規採用職員として、教育委員会教育部参事、学校教育課配属の主幹及び指導主事2名の計4名に辞令を交付しました。

同日、教育委員会年度初め式を実施しました。

4月5日 二州小学校スクールバス、8日、朝陽小学校スクールバスの視察を行いました。

それぞれの事業者には、令和8年度までの3年間、運行と警備を委託します。

4月9日 八街北中学校入学式、10日、実住小学校入学式、12日八街第一幼稚園入園式に出席しました。教育委員の皆様にも各学校、幼稚園の入学式・入園式にご出席いただきましてありがとうございました。

本年度は、中学校に454名、小学校に341名が入学し、市立幼稚園に30名が入園しました。

4月16日 ホテルウェルコ成田で開催されました、印旛地区教育委員会連絡協議会定期総会に委員の皆様とともに出席しました。

4月18日 ホテルポートプラザ千葉で開催されました、千葉県都市教育長協議会定期総会・研修会に出席しました。研修会では、「不登校～多様な学び

の場の構築について～」というテーマで、県教育庁教育振興部児童生徒安全課長による講義を受けました。

4月19日 「JA千葉みらい」からの教育本の贈呈式に出席しました。

同日、3月に開催された全国小学生ソフトテニス大会 5年生の部で3位の成績を収められた、八街東小学校 現在6年生の池上陽太さんが市長へ表敬訪問され、出席しました。

4月23日 臨時議会に出席しました。

そのほかの行事につきましては、書面をもって報告させていただきます。

○教育長

私から4月18日の千葉県都市教育長協議会定期総会・研修会について補足します。研修会では不登校をテーマに、県教育庁教育振興部児童生徒安全課長から県教育委員会が昨年度、不登校の児童・生徒及びその保護者を対象にアンケート調査を実施した結果の状況説明がありました。

調査結果を見る限り、個々の子供たちに原因がある訳ではなく、学校制度に問題があるとの認識を持つことが重要であるとの説明がありました。また、これまで文部科学省で行っていた児童生徒の問題行動調査のなかで、学校からの報告では児童生徒が無気力や不安であるとの回答が多かったが、今回の調査のなかで、「初めて学校に行きたくないと思ったきっかけは」との問いに3割近くの回答者が「先生が原因」と答え、約2割が「いじめや嫌がらせ」と回答しているとのことでした。このことから先生方が無意識に強い言葉や強い口調で指示をすることで子供たちを追い詰めてしまうことがあるということも認識してもらいたいとお話がありました。本市においても不登校は喫緊の課題の1つですので県の新たに示された基本方針などを基に更なる取り組みを進めていきたいと思っております。

ただいまの報告に対して、質問等がありましたらお願いします。

<質疑なし>

4. 前回議事録の承認について

○教育長

続いて、議事録の承認についてお諮りします。

前回3月21日に開催しました第3回教育委員会定例会の議事録の写しをお手元にお配りしましたが、内容について、ご異議ありませんか。

<異議なし>

異議なしと認め、当該議事録につきまして、後ほど議事録署名人からの署名を頂戴したいと思います。

5. 議題

○教育長

本日の議題を宣告します。

本日の案件は議案第1号及び第2号の議案2件、第1号報告から第10号報告までの報告10件です。

続きまして、非公開について、お諮りします。

議案第2号については教育委員会会議規則第13条第1項第1号「任免・賞罰・人事」に該当することから、第9号報告及び第10号報告については、同規則同条同項第4号「関係機関と協議を必要とする事項」に該当することから、それぞれ非公開により審議したいと思いますがご異議ありませんか。

<異議なし>

○教育長

ご異議無しと認め議案第2号並びに第9号報告及び第10号報告については非公開により審議することとします。

はじめに、議案第1号、第2期八街市教育振興基本計画策定委員会設置要綱の制定についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

○教育総務課長

議案第1号 第2期八街市教育振興基本計画策定委員会設置要綱の制定について、ご説明します。

資料は3ページと別紙として4ページ5ページとなります。

この要綱の制定については、現行の教育振興基本計画が令和6年度までを、計画期間とされていることから、教育基本法第17条第2項の「地方公共団体は、国の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない」と規定されていることから、次期計画の策定に向けて、第2期八街市教育振興基本計画策定委員会設置要綱を制定しようとするものです。

4ページ第1条から説明いたします。

第1条では、趣旨として、八街市教育振興基本計画策定委員会の設置、組織及び運営等について必要な事項を定める要綱としてあります。

第2条では 教育基本法の規定に基づき、八街市教育振興基本計画を策定するにあたり、学校教育関係者及び専門家等の意見を反映させるため、八街市教育振興基本計画策定委員会を設置することとしています。

第3条では、計画の策定に関し、専門的な立場や幅広い視点から助言や提言を行うものとし、前号に掲げるもののほか、委員会の目的を達成するために必要なことを委員会の所掌事務としています。

第4条では、委員会の構成は10人以内として、学校教育関係者、社会教育関係者、市PTA関係者、学識経験者、その他教育長が特に必要があると認める者としています。

第5条では、委員の任期を、委嘱又は任命の日から計画の策定が終了したときま

でとし補欠委員の任期を前任者の残任期間としています。

第6条、第7条では、委員会の正副委員長、会議の招集、会議の成立条件、可否同数の場合について規定しています。

5ページをご覧ください。

第8条では、意見等の聴取として、「委員長は、必要があると認めるときは、関係者に会議の出席を求め、意見若しくは説明を聴くこと、又は資料の提出を求めることができる。」としております。

第9条として、委員会の庶務を教育部教育総務課とし、第10条補則、「この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。」ものとしております。

附則として、この要綱は本日の定例会で議決後施行することとします。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○教育長

ただいまの説明に対して質問等がありましたらお願いします。

<質疑なし>

私の方から質問します。教育振興基本計画を策定するにあたり、策定委員会の他、どのような体制で進めていきますか。

○教育総務課長

策定委員会は、諮問機関として位置づけています。策定委員会の助言や提言を基に、計画を策定する教育委員会の各課等の長で構成する策定本部を設置し、その下に実際作業を行う各課等の係長で構成する作業部会を設置し、計画の策定を進めます。

○教育長

ただいまの説明に対して質問等がありましたらお願いします。

<質疑なし>

他に質疑がなければ、議案第1号につきまして、原案のとおり可決することにご意義ありませんか。

<異議なし>

ご異議なしと認め、議案第1号について可決することに決定しました。

次に、第1号報告八街市立小学校及び中学校管理規則の一部改正について、事務局の報告をお願いします。

○学校教育課長

第1号報告 八街市小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則につきましてご説明します。

資料の7ページ8ページ及び別添第1号報告資料1ページの新旧対照表をご覧ください。

改正理由につきましては、千葉県条例の「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」及び千葉県人事委員会規則「職員の勤務時間、休暇等に関する規則」の一部が改正され、新たに子育て部分休暇制度が設けられました。この改正を受けて、子育て部分休暇の扱いを本規則に根拠づけるものです。

改正内容は、八街市小学校及び中学校管理規則第43条第4項中、職員の結核性疾患による療養休暇「は、」を「及び子育て部分休暇は、」に改めるものです。

また、同規則第43条第5項中、女性職員の出産による特別休暇は、「教育長」を「校長」に改めるものです。

施行期日は、令和6年4月1日からです。

本来であれば、教育委員会議に議案として上程すべきですが、令和6年4月1日に施行する必要があるため教育長の臨時代理により決定し、この教育委員会議で報告することとしました。

以上報告します。

○教育長

ただいまの報告に対し、ご質問等がありましたらお願いします。

<質疑等なし>

それでは、第1号報告を終わります。

次に、第2号報告 八街市立学校職員服務規程の一部改正について、事務局の報告をお願いします。

○学校教育課長

第2号報告 八街市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令につきましてご説明します。

資料の9ページから16ページ及び別添第2号報告資料2ページから4ページの新旧対照表をご覧ください。

改正理由につきましては、第1号報告と同様で、千葉県条例の「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」及び千葉県人事委員会規則「職員の勤務時間、休暇等に関する規則」の一部が改正され、新たに子育て部分休暇制度が設けられました。この改正を受けて、子育て部分休暇の扱いを本規則に根拠づけるものです。

主な改正内容は、八街市立学校職員服務規程第10条に7項の2を新たに設け、職員の「子育て部分休暇」に係る請求を追加するものです。

さらに7の3を設け、職員の「子育て部分休暇」の休暇期間中に生じた養育状況の変更を追加するものです。

さらに7の4を設け、「子育て部分休暇」に係る書類の提出があったときの副申を追加するものです。

また、様式第10号の2の2「子育て部分休暇承認請求書」を新設します。

さらに様式第10号の2の4「子育て部分休暇の承認について（副申）」及び同号の2の5「子育て部分休暇に係る子の養育状況の変更について（副申）」を新設します。

施行期日は、令和6年4月1日からです。

本来であれば、教育委員会議に議案として上程すべきですが令和6年4月1日に施行する必要があったため、教育長の臨時代理により決定し、この教育委員会議で報告することとしました。

以上報告します。

○教育長

ただいまの報告に対し、ご質問等がありましたらお願いします。

<質疑等なし>

それでは、第2号報告を終わります。

次に、第3号報告 八街市教育支援委員会委員の委嘱について、事務局の報告をお願いします。

○学校教育課長

第3号報告 八街市教育支援委員会委員の委嘱についてご報告します。

議案資料の17ページをご覧ください。

八街市教育支援委員会委員の委嘱につきましては、「八街市教育支援委員会規則」に基づき、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間の任期で新たに8人の委員を委嘱しました。

以上報告します。

○教育長

1点確認させてください。教育支援委員会は、心身障害児童・生徒教育支援委員会から名称が変更となっていますが、委員の構成に変更はありますか。

○学校教育課長

委員の構成に変更は、ありません。

○教育長

ただいまの報告に対し、ご質問等がありましたらお願いします。

<質疑等なし>

それでは、第3号報告を終わります。

次に、第4号報告 八街市教育センター運営委員会委員の委嘱について、事務局の報告をお願いします。

○学校教育課長

第4号報告 八街市教育センター運営委員会委員の委嘱についてご報告します。

議案資料の18ページをご覧ください。

八街市教育センター運営委員会委員の委嘱につきましては、「八街市教育セ

ンター運営委員会規則」に基づき、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間の任期で25人の委員を委嘱しました。

以上報告いたします。

○教育長

ただいまの報告に対し、ご質問等がありましたらお願いします。

<質疑等なし>

それでは、第4号報告を終わります。

次に、第5号報告 八街市社会教育委員の委嘱について、事務局の報告をお願いします。

○社会教育課長

第5号報告 八街市社会教育委員の委嘱についてご説明します。

付議案19ページと報告資料5ページをご覧ください。

この報告事項は、八街市教育委員会行政組織規則第5条の規定により、教育委員会会議の議決が必要ですが、教育委員会会議で審議する時間がなかったことから、八街市教育委員会行政組織規則第6条第1項の規定により、教育長が臨時に代理し、同規則第2項の規定により、本日定例会において報告するものです。

社会教育委員の委嘱は、社会教育法並びに八街市社会教育委員に関する条例第4条の規定に基づき、任期は2年とし、すでに令和5年4月1日から令和7年3月31日まで15名委嘱しておりますが、学校教育関係者として校長会から選出されていた八街東小学校山本愛生校長先生と八街北中学校本間照美校長先生については、今年度、川上小学校真田賢治校長先生と八街北小学校三寺和人校長先生に交代するとの報告がありました。

よって、前任者2名が令和6年3月31日付けで退任し、後任者2名を前任者の残任期間である同4月1日から令和7年3月31日までの1年間、委嘱したことをご報告します。

以上で、第5号報告の説明を終わります。

○教育長

ただいまの報告に対し、ご質問等がありましたらお願いします。

<質疑等なし>

それでは、第5号報告を終わります。

次に、第6号報告 八街市公民館運営審議会委員の委嘱について、事務局の報告をお願いします。

○中央公民館長

第6号についてご報告します。

付議案20ページと報告資料6ページをご覧ください。

この報告事項につきましても、八街市教育委員会行政組織規則第5条の規

定により、教育委員会会議の議決事項ですが、教育委員会会議で審議する時間がなかったことから、八街市教育委員会行政組織規則第6条第1項の規定により、教育長が臨時に代理し、同規則第2項の規定により、本日、定例会において報告するものです。

八街市公民館運営審議会委員は、社会教育法並びに八街市公民館の設置及び管理に関する条例第6条の規定に基づき、任期は2年とし、すでに令和5年4月1日から令和7年3月31日まで15名委嘱しておりますが、学校教育関係者として校長会から選出されていた、前二州小学校長山桐智恵子先生と前朝陽小学校長多田勇司先生について、人事異動のため今年度、八街中央中学校鶴田和則校長先生と八街東小学校山本愛生校長先生に交代するとの報告がありました。

よって、前任者2名が令和6年3月31日付けで退任し、後任者2名を前任者の残任期間である同4月1日から令和7年3月31日までの1年間、委嘱したことをご報告します。

以上で、第6号報告の説明を終わります。

○教育長

ただいまの報告に対し、ご質問等がありましたらお願いします。

<質疑等なし>

それでは、第6号報告を終わります。

次に、第7号報告 八街市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について、事務局の報告をお願いします。

○学校給食センター所長

第7号報告 八街市学校給食センター運営委員会委員の委嘱につきまして、ご説明します。

議案資料の21ページ、別添資料の7ページの第7号報告資料をご覧ください。

学校給食センター運営委員は、「八街市学校給食センター設置条例」第5条及び「八街市学校給食センター管理運営規則」第14条の規定により、選出区分、(1)小学校及び中学校の校長、(2)小学校及び中学校のPTA会長、(3)学識経験者、(4)市総務部長から選出することとなっており、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年の任期で8名の方を委嘱しております。

このうち、学校長及びPTA会長の役職をもって委嘱されている方が6名いますが、このうち、2名が4月1日からの異動等により交替となりましたので、2名の方を新たに運営委員会の委員に委嘱することを教育長の臨時代理により決定しましたので、ご報告します。

昨年選出された八街中央中学校鶴田和則校長と朝陽小学校多田勇司校長が令和6年3月31日付けで退任となりました。

新たに委員となる方は、中学校の校長からの選出者のうち、八街北中学校 本間

照美先生、小学校の校長からの選出者のうち、朝陽小学校 有賀享先生です。

以上2名の方の任期は、前任者の残任期間となり、同年4月1日から令和7年3月31日までです。

以上ご報告します。

○教育長

ただいまの報告に対し、ご質問等がありましたらお願いします。

<質疑等なし>

それでは、第7号報告を終わります。

次に、第8号報告 展覧会、講習会、研究及び競技会等の共催又は後援の実績について、事務局の報告をお願いします。

○学校教育課長

第8号報告 展覧会、講習会、研究及び競技会等の共催又は後援の実績について、ご報告します。

議案資料の23ページから27ページをご覧ください。

昨年度、学校教育課が後援を承認した行事は全部で37件でした。

後援内容は、「八街市教育委員会」名義使用とスポーツプラザ、中央グラウンドの使用料免除です。

使用料免除の18件については、中学校部活動に関する後援です。

新規の後援については、19番「子育て世代の未来を守るお金の授業」、32番「SPEX（スポーツ、エクスプレス、ジャパンキャラバン）」です。

その他の後援については、書面をもって報告とさせていただきます。

○社会教育課長

続きまして、28ページをご覧ください。

社会教育課が後援を承認し、今年度終了した事業は、全部で15件となります。

後援内容は、「八街市教育委員会」名義使用と教育財産の使用になります。

主な新規事業は、1番こども防災&国際交流キャンプ、3番八街市中高生向けの居場所事業用「ナッツアップ」、10番「謎解き冒険ラリー不思議ハンター」、14番「千葉県ユネスコ協会IN八街」などになります。

○スポーツ振興課長

続きまして、スポーツ振興課の後援行事について、ご説明します。

30ページから31ページをご覧ください。

令和5年度の後援行事件数は、21件で、後援内容は、名義使用、使用料免除が主なものでした。新規の後援行事はありませんでした。

詳細につきましては、資料にてご確認をお願いいたします。

○教育長

ただいまの報告に対し、ご質問等がありましたらお願いします。

<質疑等なし>

それでは、第8号報告を終わります。

次に教育委員報告があります。近藤委員より入学式、橋爪委員より印旛地区教育委員会連絡協議会定期総会の状況報告をそれぞれお願いします。

○近藤委員

4月9日に八街中学校、4月10日に二州小学校の入学式に出席してまいりました。地域のご来賓の方が多く参加した入学式は、新型コロナウイルスの影響により4年ぶりとのことで、その分非常に心のこもった素晴らしい入学式でした。

以上報告です。

○橋爪委員

令和6年度印旛地区教育委員会連絡協議会定期総会が4月16日に成田市のホテルウェルコ成田で開催されましたので出席してまいりました。議案は、令和5年度行事報告、決算報告並びに会計監査報告について、令和6年度行事計画案、予算案について、令和6年度役員選出についての3件でした。役員につきましては、山田教育長職務代理者が副会長に、浅尾教育長が幹事となりました。また、今年度の研修視察につきましては、印西市が担当となり11月に実施される予定です。なお、印旛地区教育委員会連絡協議会とは別に、千葉県市町村教育委員会連絡協議会の総会や研修会も開催される予定です。今後も様々な機会に教育を取り巻く様々な課題について研修を重ね教育委員の活動に生かしていきたいと思っております。

以上報告です。

○教育長

ありがとうございました。

それでは、ここからの審議は非公開となります。

議案第2号 第2期八街市教育振興基本計画策定委員会委員の委嘱について
教育総務課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

第9号報告 令和6年度教科用図書印旛採択地区協議会委員の決定について
学校教育課長が説明を行った。

第10号報告 令和6年度教科用図書印旛採択地区協議会専門調査員会調査員候補者の推薦について
学校教育課長が説明を行った。

以上で、本日の議題は、終了しました。

6. その他

○教育長

その他について、事務局から何かありますか。

<特にありません>

7. 教育長閉会宣言

○教育長

それでは、本日の日程は、これをもって終了し、閉会とします。

令和6年第4回八街市教育委員会定例会議事日程

令和 6年 4月25日(木)

午後 1時30分 団体研修室

定例会

第1 教育長開会宣言

第2 議事録署名人の指定

第3 教育長報告

第4 前回議事録について

第5 議 題

(1) 議決事項

議案第1号 第2期八街市教育振興基本計画策定委員会設置要綱の制定について

議案第2号 第2期八街市教育振興基本計画策定委員会委員の委嘱について

(2) 報告事項

第1号報告 八街市立小学校及び中学校管理規則の一部改正について

第2号報告 八街市立学校職員服務規程の一部改正について

第3号報告 八街市教育支援委員会委員の委嘱について

第4号報告 八街市教育センター運営委員会委員の委嘱について

第5号報告 八街市社会教育委員の委嘱について

第6号報告 八街市公民館運営審議会委員の委嘱について

第7号報告 八街市学校給食センター運営委員会の委員の委嘱について

第8号報告 展覧会、講習会、研究及び競技会等の共催又は後援の実績について

第9号報告 令和6年度教科用図書印旛採択地区協議会委員の決定について

第10号報告 令和6年度教科用図書印旛採択地区協議会専門調査員会調査員候補者の推薦について

第6 その他

第7 教育長閉会宣言

教育長報告

令和6年3月21日～令和6年4月24日

日付	曜日	時間	場所	内容
3 / 21	木	9 : 10	特別会議室	部課長会議
"	"	10 : 30	教育センター	総合教育会議
"	"	13 : 30	団体研修室	教育委員会定例会議
3 / 22	金	13 : 30	第1会議室	第3回地域福祉計画策定本部会議
3 / 27	水	10 : 00	文化財センター	印旛郡市文化財センター理事会
3 / 28	木	10 : 00	多古町コミュニティプラザ	令和5年度末辞令交付式
"	"	14 : 00	大会議室	八街市教育委員会辞令伝達式
3 / 29	金	9 : 00	市長室	退職辞令交付式
"	"	11 : 00	図書館	竹村電気工事株式会社図書贈呈式
3 / 30	土	8 : 00	東部グラウンド	スポーツ少年団市長杯少年野球大会
4 / 1	月	8 : 30	教育長室	出向者辞令交付
"	"	8 : 40	第1会議室	新規採用職員辞令交付
"	"	9 : 10	"	年度初め式
"	"	9 : 30	大会議室	教育委員会辞令交付・教育委員会朝礼
"	"	10 : 30	特別会議室	庁議
4 / 2	火	9 : 00	"	教育委員会連絡会議
4 / 3	"	14 : 00	団体研修室	校長会
4 / 4	木	10 : 30	教育長室	幼稚園長会議
4 / 5	金	7 : 20	二州小学校	二州小学校スクールバス視察
"	"	10 : 00	図書館	図書贈呈式
"	"	14 : 00	印旛合同庁舎	印旛地区教育委員会連絡協議会第1回定例常任委員会
"	"	15 : 00	印旛合同庁舎	第1回印旛地区教育長会議
4 / 6	土	19 : 00	スポーツプラザ	スポーツ少年団定期総会
4 / 7	"	9 : 30	スポーツプラザ	第22回八街市バウンドテニス親善交流大会
"	"	12 : 00	和風レストラン五番	『-輝く風を-三浦鄭街書展』祝賀会
4 / 8	月	7 : 30	朝陽小学校	朝陽小学校スクールバス視察
"	"	14 : 00		幹部交番・消防署挨拶回り
4 / 9	火	9 : 00	八街北中学校	入学式
4 / 10	水	9 : 30	実住小学校	入学式
"	"	13 : 10	特別会議室	臨時庁議
4 / 11	木	14 : 30	大会議室	区長会議
"	"	15 : 00	団体研修室	教頭会
4 / 12	金	9 : 30	第一幼稚園	入園式
4 / 14	日	9 : 15	スポーツプラザ	スポーツ少年団合同開会式
"	"	13 : 00	中央公民館	橘の会舞踊発表会
"	"	15 : 00	スポーツプラザ	スポーツ推進委員委嘱式
"	"	18 : 00	"	スポーツ協会定期総会
4 / 15	月	10 : 30	千葉黎明高校	国際交流協会事業概要説明
4 / 16	火	15 : 30	ホテルウェルコ成田	印旛地区教育委員会連絡協議会定期総会
4 / 17	水	9 : 10	第1会議室	部課長会議
"	"	9 : 35	教育長室	教育委員会部課長会議
4 / 18	木	14 : 00	ホテルポートプラザちば	千葉県都市教育長協議会定期総会・研修会
4 / 19	金	14 : 00	特別会議室	J A千葉みらい教育本贈呈式
"	"	16 : 30	特別会議室	全国小学生ソフトテニス大会3位入賞表敬訪問
4 / 23	火	10 : 00	議場	臨時議会
4 / 24	水	14 : 00	大会議室	八街市教育センター運営会議
"	"	15 : 00	大会議室	幼小中高連携推進会議
"	"	16 : 00	文違コミュニティセンター	文違麦つき踊り保存会定期総会

前回議事録の承認について

令和6年3月21日第3回定例会議事録…別添のとおり

議案第1号

第2期八街市教育振興基本計画策定委員会設置要綱の制定について
八街市教育委員会は、第2期八街市教育振興基本計画策定委員会設置要綱を
別紙のとおり制定する。

令和6年4月25日提出

八街市教育委員会教育長 浅尾 智康

第2期八街市教育振興基本計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、八街市教育振興基本計画策定委員会の設置、組織及び運営等について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第2項の規定に基づき、八街市教育振興基本計画(以下「計画」という。)を策定するにあたり、学校教育関係者及び専門家等の意見を反映させるため、八街市教育振興基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第3条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関し、専門的な立場や幅広い視点から助言や提言を行う。
- (2) 前号に掲げるもののほか、委員会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第4条 委員会は、10人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) 社会教育関係者
- (3) 市PTA関係者
- (4) 学識経験者
- (5) その他教育長が特に必要があると認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から計画の策定が終了したときまでとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長が決定するまでの間は、教育部教育総務課長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に会議の出席を求め、意見若しくは説明を聴くこと、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育部教育総務課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

第1号報告

八街市立小学校及び中学校管理規則の一部改正について

八街市立小学校及び中学校管理規則の一部を臨時代理により別紙のとおり改正したので、八街市教育委員会行政組織規則第6条第2項の規定により報告します。

令和6年4月25日提出

八街市教育委員会教育長 浅尾 智康

八街市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則

八街市立小学校及び中学校管理規則（昭和39年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第43条第4項中「は、」を「及び子育て部分休暇は、」に改め、同条第5項中「教育長」を「校長」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

第2号報告

八街市立学校職員服務規程の一部改正について

八街市立学校職員服務規程の一部を臨時代理により別紙のとおり改正したので、八街市教育委員会行政組織規則第6条第2項の規定により報告します。

令和6年4月25日提出

八街市教育委員会教育長 浅尾 智康

八街市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令

八街市立学校職員服務規程（昭和39年教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第7条の2第2項中「第4条の2第5項又は第6項」を「第4条の4第5項若しくは第6項又は第4条の5の2第4項若しくは第5項」に改める。

第10条第7項中「前項の規定により提出された申請書によっては、」を「前項の看護休暇承認申請書の内容からは、」に改め、同項の次に次の3項を加える。

7の2 職員は、勤務時間規則第15条の2の規定により、子育て部分休暇の請求をしようとするときは、子育て部分休暇承認請求書（別記第10号様式の2の2）に当該請求に係る子の氏名、職員との続柄等及び生年月日を証する書類を添え、校長を経由して教育委員会に提出しなければならない。

7の3 職員は、子育て部分休暇の期間中に、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、速やかに養育状況変更届（別記第10号様式の2の3）を校長を経由して教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 産前の休暇を始め、又は出産をしたとき。
- (2) 当該子育て部分休暇の承認に係る子が死亡したとき。
- (3) 当該子育て部分休暇の承認に係る子が職員の子でなくなつたとき。
- (4) 当該子育て部分休暇の承認に係る子を養育しなくなつたとき。

7の4 前各項に規定する書類の提出があつたときは、校長は、副申書（別記第10号様式の2の4）又は（別記第10号様式の2の5）を添えて教育委員会に提出しなければならない。

第10条の3第5項中「別記第10号様式の6」を削除する。

別記様式第10号の2の次に次の別記様式を加える。

別記様式第10号の6を別記様式第10号の2の3とし、同様式を次のように改める。

別記様式第10号の2の3の次に次の別記様式を加える。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

(表)

子育て部分休暇承認請求書				
八街市教育委員会 様			年 月 日	
			所 属 職 氏 名 (職員コード)	
私は、下記により子育て部分休暇の承認を請求します。				
1 請求に係る子	氏 名			
	続 柄 等			
	生 年 月 日	年 月 日	生	
2 請求期間 及び時間	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他 ()	午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分	
	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他 ()	午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分	
3 備 考				

注

- 1 この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等）を添付すること（写しでも可）。
- 2 子育て部分休暇の承認が、職員からの請求に基づき取り消された場合は、その旨を裏面に記入すること。
- 3 該当する□には✓印を記入すること。

(裏)

氏 名
職員コード

子育て部分休暇の承認の取消しを請求する日時				時間数	取 消 請 求 日	取 消 承 認 日	備 考
日 付	午 前	午 後					
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				

八街市教育委員会 様

校長

子育て部分休暇の承認について (副申)

このことについて、職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条の2により子育て部分休暇承認請求書の提出がありました。下記の事項を確認し副申します。

記

該 当 職 員	所 属				職 名			
	氏 名				年 齢			
請 求 に 係 る 子	氏 名		続 柄		生 年 月 日		年 月 日 生	
請 求 期 間	年 月 日から 年 月 日まで							
請 求 時 間	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 ()							
託 児 の 態 様	<input type="checkbox"/> 託児施設 (託児時間: 時 分 ~ 時 分) <input type="checkbox"/> その他 () (託児時間: 時 分 ~ 時 分)							
通 勤 時 間	時間 分 (託児先を経由する時間を含む)							
そ の 他	(請求者以外の当該子の親が子育て部分休暇その他の育児のための短時間勤務の制度の適用を受けている場合及び託児の態様、通勤の状況以外に子育て部分休暇を必要とする事情がある場合には、その内容を記入すること。)							

(注) 該当する□には✓印を記入

第 号
年 月 日

八街市教育委員会 様

校長

子育て部分休暇に係る子の養育状況の変更について (副申)

このことについて、養育状況変更届の提出がありましたので、下記の事項を確認し副申します。

記

該 当 職 員	所 属					
	職・氏名					
請求に係る子	氏 名		続 柄		生年月日	年 月 日生
届 出 の 内 容	<input type="checkbox"/> 休暇に係る子を養育しなくなった <input type="checkbox"/> 同居しなくなった <input type="checkbox"/> 負傷・疾病 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 休暇に係る子が死亡した <input type="checkbox"/> 休暇に係る子と離縁した (養子縁組の取消しを含む) <input type="checkbox"/> 休暇に係る子との親子関係が特別養子縁組により終了した <input type="checkbox"/> その他 ()					
摘 要	<input type="checkbox"/> 職務復帰 <input type="checkbox"/> その他 ()					

(注) 該当する□には✓印を記入

第3号報告

八街市教育支援委員会委員の委嘱について

八街市教育支援委員の委嘱について、臨時代理により次のとおり決定し、委嘱したので、八街市教育委員会行政組織規則第6条第2項の規定により報告します。

令和6年4月25日提出

八街市教育委員会教育長 浅尾 智康

八街市教育支援委員会委員

任期 令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

No.	氏名	所属	選出区分	備考
1	向後 利昭	八街こどもクリニック院長	医師会	
2	一瀬 祐彦	二州小学校長	学校教育関係者	
3	鈴木 浩明	八街中学校長	学校教育関係者	
4	伊藤 政幸	富里特別支援学校教頭	学校教育関係者	
5	小笠原 栄一	八街北中学校教諭	学校教育関係者	
6	櫻井 香央里	八街東小学校教諭	学校教育関係者	
7	浅尾 智康	八街市教育委員会教育長	教育長	
8	松岡 広明	八街市教育委員会	学校教育課長	

第4号報告

八街市教育センター運営委員会委員の委嘱について

八街市教育センター運営委員の委嘱について、臨時代理により次のとおり決定し、委嘱したので、八街市教育委員会行政組織規則第6条第2項の規定により報告します。

令和6年4月25日提出

八街市教育委員会教育長 浅尾 智康

八街市教育センター運営委員会委員

任期 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

No.	氏名	所属	選出区分	備考
1	大根 雄一	実住小学校	校長	
2	浅沼 浩	笹引小学校	校長	
3	有賀 享	朝陽小学校	校長	
4	羽田野 淳	交進小学校	校長	
5	一瀬 祐彦	二州小学校	校長	
6	真田 賢治	川上小学校	校長	
7	山本 愛生	八街東小学校	校長	
8	三寺 和人	八街北小学校	校長	
9	鈴木 浩明	八街中学校	校長	
10	鶴田 和則	八街中央中学校	校長	
11	湯浅 誠	八街南中学校	校長	
12	本間 照美	八街北中学校	校長	
13	田中 由美子	八街第一幼稚園	幼稚園長	
14	岡田 祐典	実住小学校	教頭又は教諭	
15	戸田 大輔	笹引小学校	教頭又は教諭	
16	及川 直人	朝陽小学校	教頭又は教諭	
17	刀禰 悦宏	交進小学校	教頭又は教諭	
18	川津 亮太	二州小学校	教頭又は教諭	
19	合田 明生	川上小学校	教頭又は教諭	
20	浅野 大地	八街東小学校	教頭又は教諭	
21	渡邊 徹	八街北小学校	教頭又は教諭	
22	北沢 康介	八街中学校	教頭又は教諭	
23	佐藤 篤史	八街中央中学校	教頭又は教諭	
24	湯尾 和華子	八街南中学校	教頭又は教諭	
25	笹森 絢子	八街北中学校	教頭又は教諭	

第5号報告

八街市社会教育委員の委嘱について

八街市社会教育委員の委嘱について、臨時代理により次のとおり決定し、委嘱したので、八街市教育委員会行政組織規則第6条第2項の規定により報告します。

令和6年4月25日提出

八街市教育委員会教育長 浅尾 智康

八街市社会教育委員

任期 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

No.	氏名	所属	選出区分	備考
1	山本 愛生	八街東小学校長	学校教育関係者	R6.3.31 退任
2	本間 照美	八街北中学校長	学校教育関係者	R6.3.31 退任

任期 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

No.	氏名	所属	選出区分	備考
1	真田 賢治	川上小学校長	学校教育関係者	R6.4.1 新任
2	三寺 和人	八街北小学校長	学校教育関係者	R6.4.1 新任

第6号報告

八街市公民館運営審議会委員の委嘱について

八街市公民館運営審議会委員の委嘱について、臨時代理により次のとおり決定し、委嘱したので、八街市教育委員会行政組織規則第6条第2項の規定により報告します。

令和6年4月25日提出

八街市教育委員会教育長 浅尾 智康

八街市公民館運営審議会委員

任期 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

No.	氏名	所属	選出区分	備考
1	山桐 千恵子	二州小学校長	学校教育関係者	R6.3.31 退任
2	多田 勇司	朝陽小学校長	学校教育関係者	R6.3.31 退任

任期 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

No.	氏名	所属	選出区分	備考
1	鶴田 和則	八街中央中学校長	学校教育関係者	R6.4.1 新任
2	山本 愛生	八街東小学校長	学校教育関係者	R6.4.1 新任

第7号報告

八街市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

八街市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について、臨時代理により次のとおり決定し、委嘱したので、八街市教育委員会行政組織規則第6条第2項の規定により報告します。

令和6年4月25日提出

八街市教育委員会教育長 浅尾 智康

八街市学校給食センター運営委員会委員

任期 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

No.	氏名	所属	選出区分	備考
1	鶴田和則	八街中央中学校長	学校教育関係者	R6.3.31 退任
2	多田勇司	朝陽小学校長	学校教育関係者	R6.3.31 退任

任期 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

No.	氏名	所属	選出区分	備考
1	本間照美	八街北中学校長	学校教育関係者	R6.4.1 新任
2	有賀享	朝陽小学校長	学校教育関係者	R6.4.1 新任

第8号報告

展覧会、講習会、研究及び競技会等の共催又は後援の実績について
八街市教育委員会が、令和5年度において、別紙のとおり展覧会、講習会、
等の共催又は後援した実績を報告します。

令和6年4月25日提出

八街市教育委員会教育長 浅尾 智康

令和5年度 八街市教育委員会後援行事実績報告書（学校教育課）

No.	申請月日	開催月日	行事の名称	主催者名	行事の内容	後援内容	開催場所	参加者数
1	R4 9/27	4月～7月	①千葉県キャリア教育教材「発見たんけん千葉県」発行 ②キャリア教育イベントの開催	株式会社地域新聞社	①キャリア教育のサポートを目的とした冊子作成 ②子どもたちと地域企業とのつながり	「八街市教育委員会」名義使用	①市内小・中学校 ②希望中学校	①1000名 ②希望数
2	2/27	4/8 4/9	印旛郡市中学校ソフトテニス選手権大会（小川杯）	印旛郡市ソフトテニス連盟	部員の技術向上。	「八街市教育委員会」名義使用 スポーツプラザ使用料免除	スポーツプラザ	200名
3	R4 11/16	4/8～4/9 5/6～5/7	国際交流&イングリッシュキャンプ	宮城復興支援センター	子ども達の国際交流、多文化共生、小学校外国語活動の促進	「八街市教育委員会」名義使用	国立赤城青少年交流の家 千葉県立手賀の丘 青少年自然の家	各回 110名
4	2/17	4/15 4/22	令和5年度印旛郡市中学校バドミントン春季大会	印旛郡市バドミントン協会	部員の技術向上と選手の親睦。	「八街市教育委員会」名義使用 スポーツプラザ使用料免除	スポーツプラザ	200名
5	2/27	5/6 5/7	印旛郡市中学校ソフトテニス選手権大会	印旛郡市小中学校体育連盟	部員の技術向上。	「八街市教育委員会」名義使用 スポーツプラザ使用料免除	スポーツプラザ	200名
6	3/13	5/26,5/27	第37回千葉県中学校柔道大会	千葉県柔道連盟	生徒の体力とスポーツ精神を養う。	「八街市教育委員会」名義使用 スポーツプラザ使用料免除	スポーツプラザ	650名
7	3/28	6/3,6/4	八街市近隣野球大会	印旛郡野球専門部	部員の技術向上。	「八街市教育委員会」名義使用 八街市市営中央グラウンド使用料免除	八街市市営中央グラウンド	100名
8	2/27	6/10	第4ブロックソフトテニス春季大会	第4ブロック中学校ソフトテニス専門部	部員の技術向上。	「八街市教育委員会」名義使用 スポーツプラザ使用料免除	スポーツプラザ	200名

令和5年度 八街市教育委員会後援行事実績報告書（学校教育課）

No.	申請日	開催日	行事の名称	主催者名	行事の内容	後援内容	開催場所	参加者数
9	2/27	6/17,18	第39回八街市近隣 中高交流ソフトテニ ス研修大会	中高交流ソフトテニ ス大会実行委員会 千葉黎明高等学校	部員の技術向上。	「八街市教育委員会」名義使用 スポーツプラザが使用料免除	スポーツプラザ	200名
10	2/17	6/24	令和5年度印旛郡市中 学校バドミントン新 人シングルス大会	印旛郡市バドミント ン協会	部員の技術向上と選手の親睦。	「八街市教育委員会」名義使用 スポーツプラザが使用料免除	スポーツプラザ	200名
11	2/27	7/8 7/9,715	印旛郡市中学校総合 体育大会（ソフトテ ニス）	印旛郡市小中学校体 育連盟	部員の技術向上。	「八街市教育委員会」名義使用 スポーツプラザが使用料免除	スポーツプラザ	200名
12	3/28	7/8,7/9	印旛郡市中学校野球 総合体育大会	印旛郡野球専門部	部員の技術向上。	「八街市教育委員会」名義使用 八街市市営中央グラウンド使用 料免除	八街市市営中央 グラウンド	150名
13	2/27	8/1	夏季強化練習会（ソ フトテニス）	印旛郡市ソフトテニ ス連盟	部員の技術向上。	「八街市教育委員会」名義使用 スポーツプラザが使用料免除	スポーツプラザ	200名
14	2/27	8/2	審判講習会（ソフト テニス）		部員の技術向上。	「八街市教育委員会」名義使用 スポーツプラザが使用料免除	スポーツプラザ	200名
15	2/27	9/16,9/17 9/24	印旛郡市中学校新人 体育大会（ソフトテ ニス）	印旛郡市小中学校体 育連盟	部員の技術向上。	「八街市教育委員会」名義使用 スポーツプラザが使用料免除	スポーツプラザ	200名
16	2/27	2/10,2/11	第41回八街市近隣 中高交流ソフトテニ ス研修大会	中高交流ソフトテニ ス大会実行委員会 千葉黎明高等学校	部員の技術向上。	「八街市教育委員会」名義使用 スポーツプラザが使用料免除	スポーツプラザ	200名

令和5年度 八街市教育委員会後援行事実績報告書（学校教育課）

No.	申請日	開催日	行事の名称	主催者名	行事の内容	後援内容	開催場所	参加者数
17	R4 9/8	11/10	第56回関東甲信越国 公立幼稚園・こども園 長研究協議会・千葉大 会	関東甲信越国公立幼稚 園・こども園長研究協議 会 千葉県国公立幼稚園・こ ども園会	園長としての資質向上と、国公立幼稚 園・こども園の充実・発展	「八街市教育委員会」名義使用	市川市役所会議 室等	200名
18	2/27	1/6	印旛郡市中学校ソフ トテニス1年生大会	印旛郡市ソフトテニ ス連盟	部員の技術向上。	「八街市教育委員会」名義使用 スポーツプラザ使用料免除	スポーツプラザ	200名
19	4/5	6/16～ 6/18	子育て世代の未来を 守るお金の授業	子育て世代の未来を 守る会	金融教育セミナー	「八街市教育委員会」名義使用	オンライン	180名
20	4/26	6/17 11/11	令和5年度第1・2 回（通算25・26 回）教育者セミナー	特定非営利活動法人 N・Cさくら会	道徳教育セミナー	「八街市教育委員会」名義使用	取口電熱株式 社 佐倉R&Dセン ター	60名
21	5/9	6/11	千葉県中学校バレー ボール選手権大会	千葉県バレーボール 協会	技術向上と交流の場	「八街市教育委員会」名義使用 スポーツプラザ使用料免除	スポーツプラザ	300名
22	5/16	10～11 月 1月	インドネシアとの交 流促進事業	八街市国際交流協会	国際交流事業、インドネシア展の実施	「八街市教育委員会」名義使用	各中学校、公民 館	500名
23	5/19	9/17～ 12/3	令和5年度 千葉県 中学校新入体育大会	県内市町教育委員会 （公財）千葉県ス ポーツ協会 千葉県小中学校体育 連盟	技術の向上、心身の健全な育成、生徒相 互の親睦	「八街市教育委員会」名義使用	各大会会場	約1,000 名
24	5/23	10/16～ 11/5	八街ミュージアム展	印旛地区教育研究会 第四部会 図工・美術 研究部	日ごろの学習活動の成果を地域で発表す ることにより、学校と地域の連携、相互 理解を深める機会とする。	「八街市教育委員会」名義使用	八街市南口商店街各 店舗・八街駅市民 ギャラリー・八街商 工会議所・小谷流の 里ドギーズアイラン ド	300名

令和5年度 八街市教育委員会後援行事実績報告書（学校教育課）

No.	申請日	開催月日	行事の名称	主催者名	行事の内容	後援内容	開催場所	参加者数
25	6/5	7/22 7/28～30 8/13～15 8/17～20 8/20～21	夏期心理リハビリテーション 研修会	千葉県心理リハビリ テーション研修会	心理リハビリテーションの研修	「八街市教育委員会」名義使用	習志野市立菊田 公民館他	150名
26	6/6	11/27～ 12/3	第18回夏休みエコ絵 画コンクール	千葉テレビ放送株式 会社	豊かな千葉の自然を守っていく姿勢の醸 成、地域文化への寄与。	「八街市教育委員会」名義使用	千葉県立美術館	県内の 小学生 対象
27	6/24	10/8 10/9 10/14	日本語を母語としな い親と子どものため の進路ガイダンス 2023 in CHIBA	房総多文化ネット ワーク日本語を母語 としない親と子ども のための進路ガイダ ンス実行委員会	言語別による進路ガイダンス	「八街市教育委員会」名義使用	千葉大学西千葉 キャンパス他	300名
28	8/4	8/19	八街市夏季バレー ボール大会	八街市中学校バレー ボール専門部	部員の技術向上と選手の親睦。	「八街市教育委員会」名義使用 スポーツプラザ使用料免除	スポーツプラザ	140名
29	8/9	10/29	第8回どけんまつり	千葉土建一般労働組 合八街支部	子供工作教室、建設機械の乗車体験、ス テージ企画、模擬店等	「八街市教育委員会」名義使用	富里市新木戸大 銀杏公園	2,000名
30	8/4	9/9～ 3/31	国際交流&イングリッ シュキヤンプ	宮城復興支援セン ター	子ども達の国際交流、多文化共生、小学 校外国語活動の促進	「八街市教育委員会」名義使用	千葉県立水郷小 見川青少年自然 の家他	各回110 名
31	9/7	10/7	やちまたふくしフエ スタ2023	やちまたふくしフエ スタ2023実行委 員会	各種体験、各種販売、パラたび、美術作 品展、各種演奏及びダンス	「八街市教育委員会」名義使用	八街市中央公民 館	500名
32	9/20	年度内	SPEXキャラバン	一般社団法人SPORTS EXPRESS JAPAN	走り方指導	「八街市教育委員会」名義使用	県内小学校	120名

令和5年度 八街市教育委員会後援行事実績報告書（学校教育課）

No.	申請月日	開催月日	行事の名称	主催者名	行事の内容	後援内容	開催場所	参加者数
33	10/23	11/18～ 11/19	第四部会情報教育展 覧会	印旛地区教育研究会 第四部会	情報教育の一助 地域の文化活動の育成	「八街市教育委員会」名義使用	八街市中央公民 館	3,000名
34	11/10	2/25	第17回八街吹奏楽 フェスタ	社会福祉法人光明会 社会福祉法人八街市 社会福祉協議会	コンサート及び展示即売	「八街市教育委員会」名義使用	八街市中央公民 館	500名
35	11/15	1/13	第5回八街市演劇祭 ～Yachimata Drama Festival～	八街市演劇部顧問会	演劇の上演	「八街市教育委員会」名義使用	八街市中央公民 館	100名
36	11/30	12/16	八街市冬季バレー ボール大会	八街市中学校バレー ボール専門部	部員の技術向上と選手の親睦。	「八街市教育委員会」名義使用 スポーツプラザ使用料免除	スポーツプラザ	140名
37	12/17	1/20～ 9/1	国際交流&イングリッ シュキッキング	宮城復興支援セン ター	子ども達の国際交流、多文化共生、小学 校外国語活動の促進	「八街市教育委員会」名義使用	千葉県立水郷小 見川青少年自然 の家他	各回110 名

令和5年度 八街市教育委員会後援実績報告書（社会教育課）

No.	申請 月日	開催 月日	行事の名称	主催者名	行 事 の 内 容	後援内容	開催場所	参加者 数
1	R4. 9/17	①R4. 10/29～10/30 ②R4. 12/26～12/27 ③R5. 4/8～4/9 ④R5. 5/13～5/14 ⑤R5. 8/15～8/17 ⑥R5. 9/16～9/18	こども防災&国際交流 キャンプ	こども防災協会	こども防災協会は楽しいを入りに自分の命を守ることや防災の知識、経験を遊びの中で学べるキャンプを開催し、いつひとりでいっても自分の命を守るために具体的に判断、行動する力を育むことを目的とする。	「八街市教育委員会」名義使用	鴨川青少年自然の家他	503人
2	R5. 2/9	4/20	令和5年度倫理経営講演 会	八街市倫理法人会	企業の繁栄、家庭の愛和、地域社会の発展の貢献するため様々な気づきを得られる学びの場を企画した。	「八街市教育委員会」名義使用	八街商工会議所	88人
3	5/11	R5.6/1～ R6.3/31	八街市中高生向けの居場所事業「ナッツアップ？」	任意団体in86s	八街市在住在学の中高生の居場所の開放、不登校生徒の受入、学習支援、イベント等を行い将来の可能性を広げることがを目的とする。	「八街市教育委員会」名義使用	Nuts Up? 内	411人
4	7/3	7/9	第40回納涼舞踊大会	八街市舞踊連盟	舞踊発表会を社会奉仕活動の一環として実施し芸能文化振興に資する。	「八街市教育委員会」名義使用	八街市中央公民館	190人
5	5/22	8/1	第24回めいろう夏まつり COMEBACK!めいろう の夏!	社会福祉法人光明会	次世代を担う地域の子たちと障害のある方が繋がりが真の地域共生社会の実現に向けあらゆる人がともに楽しめるユニバーサルな配慮がある企画を行った。	「八街市教育委員会」名義使用	社会福祉法人光明会障害者支援施設内	約2万人
6	R5. 3/13	8/4	第49回日本フィル夏休み コンサート2023	公益財団法人日本フィル ハーモニー交響楽団	フル編成のオーケストラが奏でる芸術性の高い音楽を会場で多くの子どもと家族に聴いていただく、その「豊かな感動」の経験が子どもたちの人格形成に良い影響を与え、音楽文化の発展に寄与する。	「八街市教育委員会」名義使用、 ポスター、チラシ、プログラム に名義掲出	柏市民文化会館	1,036人
7	6/14	R5. 8/11、 R5. 11/25、 R6. 1/6、 R6. 1/21、 R6. 2/24	夏休みこどもシアター ベ イビーシアター「KUUKI」 他	公益財団法人千葉県文化 振興財団	県内の市町村と連携して、各市町村の文化施設での公演や文化芸術に触れることのできる参加型事業を実施し県民が文化芸術に親しむ機会をつくり文化芸術の振興を図る。	「八街市教育委員会」名義使用	青葉の森公園芸術文化ホール他	1,623人

令和5年度 八街市教育委員会後援実績報告書 (社会教育課)

No.	申請 月日	開催 月日	行事の名称	主催者名	行 事 の 内 容	後援内容	開催場所	参加者 数
8	5/23	8/19	伝統芸能スコラ かぶきを 楽しもう～日本舞踊編～	公益財団法人千葉県文化 振興財団	子どもを対象とした歌舞伎の体験講座を実施し、令和5年度 は日本舞踊に焦点を当てた伝統芸能を貴重な財産として次 世代に継承し関心や発展に尽くした。	「八街市教育委員会」名義使 用	青葉の森公園芸 術文化ホール	101人
9	5/18	8/24～8/25	伝説の富士登山2023～ 標高3,776mへの挑戦～	公益社団法人千葉青年会 議所	富士登山を行い困難を乗り越える事で得る適応力と共同作 業をすす上で相手を思いやる精神や青少年が豊かな心と社 会性を持った人材へ成長するきっかけを創造する。	「八街市教育委員会」名義使 用	富士登山	50人
10	8/7	R5. 9/30、R5. 10/1、 R5. 10/7、R5. 10/8 R5. 10/14、R5. 10/1 5、 R5. 10/28、R5. 10/29	謎解き冒険ラリー「不思議 ハンター」	特定非営利活動法人たし さん	公園内に設置した10問のなぞなどを親子で歩きながら解い ていくウォークラリーイベントを行い自然体験を通じた学びで 親子のコミュニケーションや子ども達の教育地域の活性化を 目指す。	「八街市教育委員会」名義使 用	県立青葉の森公 園他	6,830組
11	R5. 3/13	10/21	第4回チャリティー音楽祭 スーパースターライブ2023	一般社団法人視覚情報サ ポートラジオ	音楽と福祉の総合イベントとして社会における視覚障害者の 理解の拡大や社会福祉の増進に寄与し人権教育や共生社 会の形成に向けた生涯学習や文化振興を目指した。	「八街市教育委員会」名義使 用	千葉市美浜文化 ホール	397人
12	8/18	11/3	第11回八街御成街道祭り	第11回八街御成街道祭り 実行委員会	歴史遺産の再認識と地域住民の親睦と交流の促進のため火 縄銃演武、大声体合等を行った。	「八街市教育委員会」名義使 用 教育財産の使用	二州小学校沖分 校	約500人
13	8/22	11/26	定期演奏会	音楽ウインド・オーケストラ	演奏会を行い吹奏楽を中心とした音楽文化の普及振興及 び、地域との交流を図り社会福祉の増進に寄与する。	「八街市教育委員会」名義使 用	さんぶの森文化 ホール	250人
14	10/18	12/11	千葉県ユネスコ協会IN八 街	八街ユネスコ協会連絡協 議会	ユネスコ活動から考えるSDGsと平和活動の推進のための大 会。	「八街市教育委員会」名義使 用	千葉黎明高等学 校生徒徒館	150人
15	R6. 1/15	R6. 3/17	令和5年度八街市文化協 会講演会	八街市文化協会	文化関係団体が一堂に会し相互の文化向上および親睦を深 め、八街市民の生活及び文化水準の向上を図り文化協会の 活動を理解してもらうことを目的とする。	「八街市教育委員会」名義使 用	八街市中央公民 館	330人

令和5年度教育委員会後援行事実績報告(スポーツ振興課)

No.	申請月日	開催月日	行事の名称	主催者名	行事の内容	後援内容	開催場所	参加者数
1	4/21	9/23	東部地区柔道交流大会	八街市スポーツ協会柔道専門部 東部柔道会	柔道の交流を通じてスポーツを楽しむながら親睦を図り、柔道の普及に努める。	八街市教育委員会名義使用 八街市スポーツクラブ使用料免除	八街市スポーツクラブ	300人
2	5/4	8/5、6	第30回八街杯(記念大会)ミニバスケットボール交歓大会	八街市スポーツ少年団 ミニバスケットボール専門部	大会を通してスポーツを楽しむ選手相互の仲間意識と連帯感を高めミニバスケットボールの普及・発展に努める	八街市教育委員会名義使用	スポーツクラブ・栗住小学校・笹引小学校・交通小学校・二州小学校・二州小沖分校・北小学校	240人
3	5/19	7/8～8/31	乗馬体験教室1回コース	乗馬クラブ クレイン千葉富里	動物との触れあひを通じて思いやれる心を育む一助とするため、小学生を対象に体験教室を開催	八街市教育委員会名義使用	乗馬クラブ クレイン千葉富里	15人
4	6/3	9/9、16	第16回八街市バスケットボール秋季大会	八街市スポーツ協会 籠球専門部	八街市内と近隣チームを招き技術の向上と相互間の親睦を深めることを目的とする。	八街市教育委員会名義使用 八街市スポーツクラブ使用料免除	八街市スポーツクラブ	11チーム
5	6/18	12/2、3	千葉県スポーツ少年団柔道交流大会	八街市スポーツ協会 柔道専門部 八街市柔道盟	小学生、中学生の底辺拡大、また、健全育成	八街市教育委員会名義使用 八街市スポーツクラブ使用料免除	八街市スポーツクラブ	250人
6	6/22	9/18	令和5年度八街市スポーツ少年団ミニバス専門部秋季大会	八街市スポーツ少年団 ミニバスケットボール専門部	八街市に所属しているチームを対象にミニバスケットボールの大会を通して、参加チームの友好と親睦を深める。	八街市教育委員会名義使用 八街市スポーツクラブ使用料免除	八街市スポーツクラブ	12チーム
7	7/8	8/20	第13回八街市弓道大会	八街市スポーツ協会 弓道専門部	弓道に親しむ人々に大会の場を提供し、相互の親睦と交流を深め健康で活気に満ちた生活の創造を目的に開催	八街市教育委員会名義使用 八街市スポーツクラブ使用料免除	八街市スポーツクラブ	21人
8	7/29	10/29	第22回八街市民剣道大会	八街市スポーツ協会 剣道専門部	八街市における小学校から一般までの剣道関係者が一堂に会し、技を競うことにより技術の向上と相互の親睦を深めると共に八街市の剣道普及に寄与する	八街市教育委員会名義使用 八街市スポーツクラブ使用料免除	八街市スポーツクラブ	95人
9	8/8	2023年度第6回印旛郡市少年野球大会	2023年度第6回印旛郡市少年野球大会	印旛郡市少年野球連盟	野球大会を通じて青少年の健全育成を目的とする	八街市教育委員会名義使用 市営グラウンド使用料免除	中央グラウンド	750人
10	8/20	9/24	第36回 八街市バレーボール大会	八街市スポーツ協会 排球専門部	バレーボールを行うことにより、体力の向上と相互の親睦を図るため	八街市教育委員会名義使用 八街市スポーツクラブ使用料免除	八街市スポーツクラブ	12チーム
11	8/22	10/14、15	八街市秋季テニス大会	八街市スポーツ協会 テニス専門部	テニス大会を通して愛好者の親睦を深める	八街市教育委員会名義使用 八街市スポーツクラブ使用料免除	八街市スポーツクラブ	48組
12	9/4	11/5	第19回関東プロックバウンドテニス選手権大会千葉県予選会 第9回千葉県バウンドテニスジュニア大会	千葉県バウンドテニス協会	バウンドテニスを県民の生涯スポーツとして普及振興し健康作り仲間作りと技術力向上を図る	八街市教育委員会名義使用	八街市スポーツクラブ	97人
13	9/20	12/9	2023第8回八街市近隣中学校バスケットボール大会	八街市スポーツ協会 籠球専門部	スポーツを通じ、技術の向上と相互間の親睦を深めることを目的とする	八街市教育委員会名義使用 八街市スポーツクラブ使用料免除	八街市スポーツクラブ	8チーム
14	9/23	2023年度 第30回 八街杯少年野球大会	2023年度 第30回 八街杯少年野球大会	八街市スポーツ協会 野球専門部	野球大会を通じて青少年の健全育成及び地域交流を目的とする	八街市教育委員会名義使用	中央グラウンド	36チーム

令和5年度 教育委員会後援行事実績報告(スポーツ振興課)

No.	申請月日	開催月日	行事の名称	主催者名	行事の内容	後援内容	開催場所	参加者数
15	8/20	11/4	hoppers交流会・講習会	八街市スポーツ少年団 hoppers	トレーナーによる身体に関する学び、バレーボール競技の学び試合を行い競技力の向上を図る。	八街市教育委員会名義使用 八街市スポーツクラブ使用料免除	八街市スポーツクラブ	180人
16	11/10	1/27、28	令和5年度 八街市スポーツ少年団 ミニバス専門部新人大会	八街市スポーツ少年団	八街市に所属しているチームを対象にミニバスケットボールの大会を通して、参加チームの友好と親善を深める。	八街市教育委員会名義使用 八街市スポーツクラブ使用料免除	八街市スポーツクラブ 交通 小中学校体育館	10 チーム
17	1/5	4/7	第22回八街バウンドテニス親善交流大会	八街市バウンドテニス協会	バウンドテニスを生涯スポーツとして普及振興し健康作り仲間作りと技術力向上を図る	八街市教育委員会名義使用	八街市スポーツクラブ	120人
18	1/10	3/9	教育長杯争奪バレーボール大会	八街市ママさんバレーボール連盟	バレーボールの試合を通して八街市内チームの親睦を図る	八街市教育委員会名義使用 八街市スポーツクラブ使用料免除	八街市スポーツクラブ	5 チーム
19	2/10	5/12、18	第21回 八街市バスケットボール春季大会	八街市スポーツ協会 籠球専門部	競技を通して技術の向上と親睦を図る	八街市教育委員会名義使用 八街市スポーツクラブ使用料免除	八街市スポーツクラブ	15 チーム
20	2/25	4/28	令和6年度 八街市戦没者追悼奉納剣道大会	八街市スポーツ協会 剣道専門部	先の大戦に於ける八街市の戦没者に対し、追悼の誠を捧げ、平和への誓いを新たにす。	八街市教育委員会名義使用 八街市スポーツクラブ使用料免除	八街市スポーツクラブ	150人
21	2/27	5/3、4	令和6年度八街市スポーツ少年団 ミニバス専門部春季大会	八街市スポーツ少年団 スケートボール専門部	八街市に所属しているチームを対象にミニバスケットボールの大会を通して、参加チームの友好と親善を深める。	八街市教育委員会名義使用 八街市スポーツクラブ使用料免除	八街市スポーツクラブ	10 チーム

八街市立小学校及び中学校管理規則（昭和 39 年教育委員会規則第 1 号）新旧対照表

改正前	改正後
<p>(休暇)</p> <p>第 4 3 条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 職員の結核性疾患による療養休暇は、<u> </u>教育長が承認する。</p> <p>5 女性職員の出産による特別休暇は、<u>教宣長</u>が与える。</p>	<p>(休暇)</p> <p>第 4 3 条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 職員の結核性疾患による療養休暇及び子育て部分休暇は、<u>教育長</u>が承認する。</p> <p>5 女性職員の出産による特別休暇は、<u>校長</u>が与える。</p>

八街市立学校職員服務規程（昭和39年教育委員会訓令第1号）新旧対照表

改正前	改正後
<p>(育児又は看護を行う職員の深夜勤務の制限の請求手続等)</p> <p>第7条の2 (略)</p> <p>2 職員は、職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年千葉県人事委員会規則第2号。以下「勤務時間規則」という。）第4条の2第5項又は第6項に該当する事由が生じたときは、遅滞なく育児又は看護の状況変更届（別記様式第3号の3）を校長を経由して教育委員会に提出しなければならぬ。</p> <p>(休暇)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 前項の規定により提出された申請書によっては、負傷、疾病又は老齢による看護であることが明らかでなく、校長が休暇承認の適否を判断できない場合は、校長は、医師の診断書又は被看護人の疾病等の状況を客観的に判断できる国、都道府県及び市町村が発行する証明書等の写しの提出を求めることができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(育児又は看護を行う職員の深夜勤務の制限の請求手続等)</p> <p>第7条の2 (略)</p> <p>2 職員は、職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年千葉県人事委員会規則第2号。以下「勤務時間規則」という。）第4条の4第5項若しくは第6項又は第4条の5の2第4項若しくは第5項に該当する事由が生じたときは、遅滞なく育児又は看護の状況変更届（別記様式第3号の3）を校長を経由して教育委員会に提出しなければならぬ。</p> <p>(休暇)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 前項の看護休暇承認申請書の内容からは、<u>負傷、疾病又は老齢による看護であることが明らかでなく、校長が休暇承認の適否を判断できない場合は、校長は、医師の診断書又は被看護人の疾病等の状況を客観的に判断できる国、都道府県及び市町村が発行する証明書等の写しの提出を求めることができる。</u></p> <p><u>7の2 職員は、勤務時間規則第15条の2の規定により、子育て部分休暇の請求をしようとするときは、子育て部分休暇承認請求書（別記</u></p>

第10号様式の2の2)に当該請求に係る子の氏名、職員との続柄等及び生年月日を証する書類を添え、校長を経由して教育委員会に提出しなければならぬ。

7の3 職員は、子育て部分休暇の期間中に、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、速やかに養育状況変更届（別記第10号様式の2の3）を校長を経由して教育委員会に提出しなければならぬ。

- (1) 産前の休暇を始め、又は出産をしたとき。
- (2) 当該子育て部分休暇の承認に係る子が死亡したとき。
- (3) 当該子育て部分休暇の承認に係る子が職員の子でなくなつたとす。
- (4) 四 当該子育て部分休暇の承認に係る子を養育しなくなつたとす。

7の4 前各項に規定する書類の提出があつたときは、校長は、副申書（別記第10号様式の2の4）又は（別記第10号様式の2の5）を添えて教育委員会に提出しなければならない。

8 (略)

(育児休業等)

第10条の3 (略)

2～4 (略)

5 職員は、育児休業又は育児短時間勤務の期間中に、次の各号のい

(新設)

(新設)

8 (略)

(育児休業等)

第10条の3 (略)

2～4 (略)

5 職員は、育児休業又は育児短時間勤務の期間中に、次の各号のい

<p>ずれかに該当する事由が生じたときは、速やかに養育状況変更届 <u>(別記様式第10号の6)</u>を校長を経由して任命権者に提出しな ければならない。</p> <p>(1) 産前の休暇を始め、又は出産をしたとき。 (2) 当該育児休業又は育児短時間勤務の承認に係る子が死亡した とき。 (3) 当該育児休業又は育児短時間勤務の承認に係る子が職員の子 でなくなったとき。 (4) 当該育児休業又は育児短時間勤務の承認に係る子を養育しな くなったとき。</p> <p>6～7 (略)</p>	<p>ずれかに該当する事由が生じたときは、速やかに養育状況変更届を 校長を経由して任命権者に提出しなければならぬ。</p> <p>(1) 産前の休暇を始め、又は出産をしたとき。 (2) 当該育児休業又は育児短時間勤務の承認に係る子が死亡した とき。 (3) 当該育児休業又は育児短時間勤務の承認に係る子が職員の子 でなくなったとき。 (4) 当該育児休業又は育児短時間勤務の承認に係る子を養育しな くなったとき。</p> <p>6～7 (略)</p>
--	--

第5号報告資料

八街市社会教育委員

任期 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

No.	氏名	所属	選出区分	備考
1	真田 賢治	川上小学校長	学校教育関係者	新規 R6.4~
2	三寺 和人	八街北小学校長	学校教育関係者	新規 R6.4~
3	鈴木 美佐子	連合婦人会会長	社会教育関係者	
4	小松 功	文化協会事務局員	社会教育関係者	
5	麻野 英夫	子ども会育成会長、人権擁護委員	社会教育関係者	
6	三須 健一	青少年相談員	社会教育関係者	
7	椎名 榮子	人権擁護委員、元小学校教諭	家庭教育関係者	
8	小久保 和子	介護施設経営、ロータークラブ会長	学識経験者	
9	山口 伸治	スポーツ推進審議会委員/レクリエーション協会	学識経験者	
10	宇野 雅子	二州学区教育後援会 元学校評議員	学識経験者	
11	岸田 秀臣	スポーツ推進委員/レクリエーション協会	学識経験者	
12	酒井 良	千葉県美術会常任理事・審査員	学識経験者	
13	藤尾 純江	文化財ボランティア	学識経験者	
14	高橋 正樹	スポーツ協会陸上専門部常任理事	学識経験者	
15	高橋 みち子	司書、元図書館長	学識経験者	

第6号報告資料

八街市公民館運営審議会委員

任期 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

No.	氏名	所属	選出区分	備考
1	鶴田 和則	八街中央中学校長	学校教育関係者	新規 R6.4~
2	山本 愛生	八街東小学校長	学校教育関係者	新規 R6.4~
3	山口 伸治	スポーツ推進審議会委員／レクリエーション協会	社会教育関係者	
4	並木 陽子	元市職員	家庭教育関係者	
5	濱田 武雄	元社会教育委員	学識経験者	
6	石井 勲	元市職員	学識経験者	
7	椎名 榮子	人権擁護委員／元小学校教諭	学識経験者	
8	小出 聰一	元市職員	学識経験者	
9	霞 次男	公民館利用サークル	社会教育関係者	
10	笠野 京子	元公民館利用サークル	社会教育関係者	
11	森田 由美	元公民館利用サークル	社会教育関係者	
12	村上 隆一	公民館利用サークル	社会教育関係者	
13	夏木 イミ	公民館利用サークル	社会教育関係者	
14	小島 ひかり	公民館利用サークル	社会教育関係者	
15	佐藤 幸枝	公民館利用サークル	社会教育関係者	

第7号報告資料

八街市学校給食センター運営委員会委員

任期 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

No.	氏名	所属	選出区分	備考
1	浅沼 浩	笹引小学校長	学校教育関係者	
2	本間 照美	八街北中学校長	学校教育関係者	新規 R6.4~
3	有賀 享	朝陽小学校長	学校教育関係者	新規 R6.4~
4	日色 佑香	市PTA連絡協議会会長 (川上小)	保護者	
5	泉田 紘伸	PTA会長(八街北中)	保護者	
6	伊藤 勇士	PTA会長(実住小)	保護者	
7	伊藤 知里	印旛市郡医師会八街地区	医師会	
8	田中 和彦	八街市総務部長	行政関係者	